

大阪市特定乳児等通園支援事業確認等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の2第1項の規定に基づく特定乳児等通園支援事業者の確認及び当該事業者確認の変更等について、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「規則」という。）、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号。以下「運営基準」という。）及び大阪市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（令和7年大阪市条例第54号、以下「条例」という。）に定めるほか、手続その他必要な事項を定める。

(利用定員の設定)

第2条 法第54条の2第2項に規定する利用定員は、当該特定乳児等通園支援事業所で実施される乳児等通園支援事業の定員（児童福祉法第34条の15第2項に規定する乳児等通園支援事業の認可において市長が定める定員をいう。）と同数とする。

(意見聴取)

第3条 市長は、法第54条の2第2項の確認申請に係る当該特定乳児等通園支援事業に対し市長が行う確認が、第4条第2項に規定する基準に照らして適当と認められることについて、あらかじめ大阪市子ども・子育て支援会議にて意見を聴取しなければならない。

(事業確認の申請)

第4条 乳児等通園支援事業を行う者は、法第54条の2第2項の確認を受けるときは、「特定乳児等通園支援事業者確認申請書」（様式乳確第1号）に必要書類を添付したうえで、市長へ提出すること。

2 市長は、前項の申請を受け、当該申請の内容が適正であるかどうかを審査し、法令、規則及び条例と照らして適当と認めるときは、「確認通知書」（様式乳確第2-1号）を、不適当と認めるときは、理由を付したうえで「確認することができない旨の通知書」（様式乳確第2-2号）を、申請者あて通知する。

(確認の辞退の届出)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、法第54条の3において準用する法第48条の規定に基づき法第54条の2第2項の確認を辞退しようとするときは、確認を辞退しようとする日の3か月前までにその時期について市長と協議を完了すること。また、当該事業者が社会福祉法人である場合、合わせて法人所轄庁と協議を行うこと。事業者は、協議後、確認を辞退しようとする日の3か月前までに、「特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書」(様式乳確第3号)に必要書類を添付し、市長へ提出すること。

2 市長は、前項の届出を受けたときは、「確認辞退届受理通知書」(様式乳確第4号)により当該届出者へ通知する。

(変更の申請・届出)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、法第54条の3において準用する法第44条の規定に基づき、利用定員を増加しようとするときは、事前に市長と協議を行うこと。特定乳児等通園支援事業者は、当該協議後、「特定乳児等通園支援事業確認変更申請書(利用定員の増加)」(様式乳確第5-1号)に必要書類を添付し、利用定員を増加しようとする日の前日までに市長へ提出すること。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法第54条の3において準用する法第47条第2項の規定に基づき、利用定員を減少しようとするときは、事前に市長と協議を行うこと。特定乳児等通園支援事業者は、当該協議後、「特定乳児等通園支援事業確認変更申請書(利用定員の減少)」(様式乳確第5-2号)に必要書類を添付し、利用定員を減少しようとする日の3か月前までに市長へ提出すること。

3 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事項について変更がある場合、「特定乳児等通園支援事業者確認内容変更届出書(法人情報)」(様式乳確第7号)に必要書類(第1号又は第2号の内容に変更がある場合においては、各号かつこ書に記載する事項を証明できる書類)を添付し、変更のあった日から起算して10日以内に市長へ提出すること。

(1) 経営の責任者(新たな責任者の氏名、生年月日、住所、職名及び経歴)

(2) 役員(新たな役員の氏名、生年月日、住所、職名及び経歴)

(3) 主たる事務所の所在地・連絡先

(4) 定款・寄附行為及びその登記事項証明書等

4 特定乳児等通園支援事業者が、当該特定乳児等通園支援事業所を他者(以下、この項において「新事業予定者」という。)に譲渡しようとする場合、

当該特定乳児等通園支援事業者は、第5条の届出を行うものとし、その後新事業予定者は第4条第1項の申請をしなければならない。ただし、この場合にあっても、市長は第3条の手続を経なければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事項について変更しようとする場合は、事前に市長と協議を行うこと。当該乳児等通園支援事業者は、協議後、「特定乳児等通園支援事業者確認内容変更届出書（事業所情報）」（様式乳確第8号）に必要書類（第3号、第5号、第6号、第7号においては、各号かつこ書に記載する事項を証明できる書類）を添付し、変更のあった日から起算して10日以内に市長へ提出すること。

- (1) 事業所の名称
- (2) 事業所の種類
- (3) 事業所の所在地（連絡先を含む）
- (4) 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
- (5) 敷地面積（所有形態、使用方法を変更する場合も含む）
- (6) 運営規程（開所時間及び食事の提供方法を含む。）
- (7) 事業所の管理者（新たな管理者の氏名、生年月日、住所）
- (8) 乳児等通園支援給付の請求に関する事項

6 市長は、第1項で定める申請を受け、同項の協議内容及び、第3条に定める大阪市こども・子育て支援会議の意見聴取を踏まえた審査内容と相違がない場合は、「確認変更通知書」（様式乳確第6号）を申請者あて通知する。

7 市長は、第2項及び第4項で定める届出を受理した場合は、「特定乳児等通園支援事業者確認内容変更届出書の受理について」（様式乳確第9号）により特定乳児等通園支援事業者へ通知する。

附 則

- 1 本要綱は令和8年4月1日から施行する。